

○ 総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則及び電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	目次
	改 正 前	目次
第一章・第二章 〔略〕	第一章・第二章 〔同上〕	第一章・第二章 〔略〕
第三章 土地の使用等	第三章 土地の使用 〔同上〕	第三章 土地の使用 〔同上〕
第一節 電気通信事業の認定（第四十条の九—第四十条の十九）	第一節 事業の認定（第四十条の九—第四十条の十九）	第一節 事業の認定（第四十条の九—第四十条の十九）
第二節 認定電気通信事業者による土地の使用（第四十一条—第五十四条）	第二節 土地の使用（第四十一条—第五十四条）	第二節 土地の使用（第四十一条—第五十四条）
第三節 鉄塔等提供事業の認定等（第五十四条の二—第五十四条の二十五）	第三節 鉄塔等提供事業の認定等（第五十四条の二—第五十四条の二十五）	第三節 鉄塔等提供事業の認定等（第五十四条の二—第五十四条の二十五）
第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二十六）	第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）	第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）
第五章 雜則（第五十五条—第七十二条）	第五章 「同上」	第五章 「同上」
附則	附則	附則
第三章 土地の使用等	第三章 土地の使用 〔同上〕	第三章 土地の使用 〔同上〕
第一節 電気通信事業の認定	第一節 事業の認定	第一節 事業の認定
第二節 認定電気通信事業者による土地の使用	第二節 土地の使用	第二節 土地の使用
第三節 鉄塔等提供事業の認定等	第三節 土地の使用 〔新設〕	第三節 土地の使用 〔新設〕
(工作物の範囲)		
第五十四条の二 法第四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。	第五十四条の二 法第四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。	第五十四条の二 法第四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。
一 鉄塔	一 鉄塔	一 鉄塔
二 木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱	二 木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱	二 木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱
三 H柱又は人形柱	三 H柱又は人形柱	三 H柱又は人形柱
四 支線又は支柱	四 支線又は支柱	四 支線又は支柱
五 線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石	五 線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石	五 線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石
六 ハンドホール又はマンホール	六 ハンドホール又はマンホール	六 ハンドホール又はマンホール
七 管路 とう道その他の工作物	七 管路 とう道その他の工作物	七 管路 とう道その他の工作物
(鉄塔等提供事業の認定の申請)		
第五十四条の三 法第四十三条の二第一項の申請書は、様式第三十八の二十一によるものとする。	第五十四条の三 法第四十三条の二第一項の申請書は、様式第三十八の二十一によるものとする。	第五十四条の三 法第四十三条の二第一項の申請書は、様式第三十八の二十一によるものとする。
2 法第四十三条の二第三項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2 法第四十三条の二第三項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2 法第四十三条の二第三項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 電話番号及び電子メールアドレス	一 電話番号及び電子メールアドレス	一 電話番号及び電子メールアドレス
二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス	二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス	二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス
3 法第四十三条の二第四項第一号の事業計画書は、様式第三十八の二十二によるものとする。	3 法第四十三条の二第四項第一号の事業計画書は、様式第三十八の二十二によるものとする。	3 法第四十三条の二第四項第一号の事業計画書は、様式第三十八の二十二によるものとする。
4 法第四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。	4 法第四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。	4 法第四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 法第四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面	一 法第四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面	一 法第四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
二 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八条の二十四の事業収支見積書	二 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八条の二十四の事業収支見積書	二 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八条の二十四の事業収支見積書

三 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定年月日の根拠を示す書類

四 申請者の行う鉄塔等提供事業以外の事業の概要

五 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

六 役員の名簿及び履歴書

七 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

八 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

九 定款又はこれに相当する書類

十 発起人・社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

十一 株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

十二 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

十三 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

十四 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

十五 団体の財産の状況を記載した書類

十六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

十七 住民票の写し又はこれに相当する書類

十八 履歴書

十九 資産目録

二十 申請者が地方公共団体であるときは、鉄塔等提供事業を営むことについての議会の会議録の写し

二十一 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

二十二 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

二十三 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

二十四 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣

が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

二十五 鉄塔等の設置について行政庁の許可その他の処分をするときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

二十六 その他その鉄塔等提供事業の認定の申請に關し特に必要な事項を記載した書類

二十七 法第四十三条の二第五項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二十八 鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施体制に関する次に掲げる事項

二十九 経営の責任者の職務に関すること。

三十 各部門の責任者の職務に関すること。

三十一 各従事者の職務に関すること。

三十二 組織内の連携体制の確保に関すること。

本組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。

二 鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施方法に関する次に掲げる事項

イ 組織の全体的かつ部門横断的な鉄塔等の管理その他の業務の方針に関すること。

ロ 関係法令、鉄塔等提供業務規程その他の規定の遵守に関すること。

ハ 鉄塔等提供役務の需要等を考慮した鉄塔等の業務の方針に関すること。

ニ 災害を考慮した鉄塔等提供業務の方針に関すること。

ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。

ヘ 情報セキュリティ対策に関すること。

ト 鉄塔等提供役務の適正かつ確実な実施を確保するための基本的な取組に関すること。

チ 鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。

リ 鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に関すること。

ヌ 防犯対策に関すること。

ル 屋外に設置する鉄塔等が、気象の変化、振動、衝撃、圧力その他鉄塔等の設置場所における外部環境の影響を容易に受けないための措置に関すること。

ヲ 通常受けている電力の供給が停止した場合において鉄塔等提供業務が停止することのないようにするための自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置に関すること。

ワ 鉄塔等に対する自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置に関すること。

リ 鉄塔等に対する自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これらに準ずる措置に関すること。

ヌ 鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。

ヨ 事故、地震等の災害、停電、火災その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。

タ 鉄塔等提供役務の提供の相手方の利益の保護の観点から行う当該相手方に対する情報提供に関すること。

レ 鉄塔等の再発防止のための対策に関すること。

ソ イかられまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

三 鉄塔等提供業務に係る鉄塔等の管理の全部又は一部を他人に委託している場合にあつては次に掲げる事項

イ 委託先の鉄塔等の安定的な使用に関する措置に関すること。

ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。

ハ 法に定める認定鉄塔等提供事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。

ニ 鉄塔等提供役務の確實かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合にあつては運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関する

こと。

四 鉄塔等提供業務規程の見直しに関する事項

イ 鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第一号に係る事項に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

ロ 鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。

ハ イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。

五 その他鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

六 法第百四十三条の二第五項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 鉄塔等提供役務に関する料金の公正な算定方法及びその方針に関すること。

二 鉄塔等提供事業者及び鉄塔等提供役務の提供の相手方の責任に関すること。

三 鉄塔等の設置の工事その他の工事に関する費用の負担に関すること。

四 鉄塔等に設置する電気通信回線設備の様態に制限を設ける事項があるときは、当該制限に関すること。

五 鉄塔等提供事業を休止し、又は廃止する際の鉄塔等提供役務の提供の契約の相手方への周知に関する事項。

六 前各号に掲げるもののほか、鉄塔等提供役務の提供の相手方の権利又は義務に重要な関係を有する当該鉄塔等提供役務の提供条件に関する事項があるときは、その提供条件に関すること。

七 鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第二号に係る事項に限る。次号及び第九号において同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

八 鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。

九 前二号に掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。

（認定証の交付等）

第五十四条の四 総務大臣は、法第百四十三条の二第一項の規定による鉄塔等提供事業の認定をしたときは、当該認定に係る認定証（第五十四条の十四第三項において「鉄塔等提供事業認定証」という。）を交付し、認定番号を通知するものとする。法第百四十三条の六第一項の規定による変更の認定をしたとき、同条第八項の規定による届出を受けたとき及び第百四十三条の七第二項から第四項の規定による認定をしたときであつて、当該認定番号を変更したときも同様とする。

（事業開始の指定期間の延長）

第五十四条の五 法第百四十三条の五第三項（法第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の延長の申請は、様式第三十八の二十五の申請書により行わなければならない。

(事業開始の届出)

第五十四条の六 法第一百四十三条の五第四項（法第一百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第三十八の二十六の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更）

第五十四条の七 法第一百四十三条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 認定鉄塔等提供事業の業務区域の変更にあつては、次のもの

イ 既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域が存する都道府県内における鉄塔等提供事業の業務区域の増加

ロ 認定鉄塔等提供事業の業務区域の減少

二 認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類の変更にあつては、既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等の種類の増加（認定を受けない鉄塔等の種類の増加を伴うものを除く。）及び減少

三 認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の変更にあつては、次のもの

イ 既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加（既に鉄塔等提供役務を提供している鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加を伴うものを除く。）及び減少

ロ 認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の変更

四 特定地域において臨時的に変更するもの

（変更の認定）

第五十四条の八 法第一百四十三条の六第二項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

2 法第一百四十三条の六第三項第三号の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 増加する認定鉄塔等提供事業の業務区域に対し鉄塔等提供役務の提供を開始する日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

二 申請者が地方公共団体である場合は、認定鉄塔等提供事業の業務区域の増加についての議会の会議録の写し

3 法第一百四十三条の六第四項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

（軽微な変更の届出）

第五十四条の九 法第一百四十三条の六第五項の規定による届出は、様式第三十八の二十八により行うものとする。

（認定鉄塔等提供事業者の氏名等の変更の届出）

第五十四条の十 法第一百四十三条の六第八項の規定による法第一百四十三条の二第三項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第百四十三条の一第三項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲

げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者が法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二 法第百四十三条の二第三項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲

げる書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ロ (イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ハ (イ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

二 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

二 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

二 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

二 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

2|

二 法第百四十三条の六第八項の規定による法第百四十三条の二第三項第六号の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書を提出しなければならない。

二 (役員の変更の報告)

二 イ の場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

二 法第百四十三条の六第八項の規定による法第百四十三条の二第三項第六号の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書を提出しなければならない。

二 (役員の変更の報告)

二 第五十四条の十一 認定鉄塔等提供事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

二 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第三十八の三十の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第百四十三条の三第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

二 (承継の認可申請等)

二 第五十四条の十二 法第百四十三条の七第二項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の三

二 十一の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

二 申請者と被相続人との続柄を証する書類

二 申請者の履歴書及び資産目録

二 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

二 申請者について法第百四十三条の三第一号又は第二号に該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

二 法第百四十三条の七第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の三十二の申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

二 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 合併又は分割の条件に関する説明書

三 合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

四 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により鉄塔等提供事業の全部を承継する法人が、認定鉄塔等提供事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類（当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により鉄塔等提供事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

3) 法第百四十三条の七第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の三十三の申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 譲渡しに関する契約書の写し

二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類

三 譲受けに要する資金の額及びその調達方法を記載した書類

四 譲受け人の譲受けの日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

五 譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類

イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ 役員の名簿及び履歴書

ハ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

六 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人・社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

ハ 株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

七 譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものである場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

ハ 役員の履歴書

ニ 団体の財産の状況を記載した書類

ハ 譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し

九 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合

当該国内代表者等の登記事項證明書

ロ 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合
当該国内代表者等の住民票の写し

ハ 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

十一 法第二百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

(認定鉄塔等提供事業の休止の届出)

第五十四条の十三 法第二百四十三条の人第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を休止する日の前日から起算して三十日前

十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。

2 法第二百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。

(認定鉄塔等提供事業の廃止の届出)

第五十四条の十四 法第二百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。

2 法第二百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。

3 認定鉄塔等提供事業者は、第一項の規定による届出書を提出するときは、併せて鉄塔等提供事業認定証を総務大臣に返納しなければならない。

(認定鉄塔等提供役務の提供に係る申立て)

第五十四条の十五 法第二百四十三条の十三第五項の申立てをしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十六の申立て書を提出しなければならない。

(認定鉄塔等提供役務の提供に係る裁定の申請)

第五十四条の十六 法第二百四十三条の十三第六項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十七の申請書を提出しなければならない。

(事故の報告)

第五十四条の十七 法第二百四十三条の十四の総務省令で定める重大な事故は、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他の事由に起因して、第五十八条第二項第一号に掲げる事故を生じさせたものとする。

2) 法第百四十三条の十四の規定による報告をしようとする者は、重大な事故の発生を知った時から速やかにその発生日時及び場所、発生を知った日時、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について様式第三十九の三十八により当該事故の発生を知った時から三十日以内に報告書を提出しなければならない。

(土地等の使用の認可の申請)

第五十四条の十八 認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百二十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第三十九の二の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

(協議において定めた事項の届出)

第五十四条の十九 認定鉄塔等提供事業者及び土地等の所有者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百二十八条第一項の規定による協議が調つた場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調つた日から十日以内に、様式第四十の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

第五十四条の二十 認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百二十九条第一項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十一の二の申請書の正本一通及び副本一通(使用しようとする土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあつては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

(土地等の一時使用等の許可の申請)

第五十四条の二十一 認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百二十九条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十一の二の申請書の正本一通及び副本一通(使用しようとする土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)に申請するときは、様式第四十二の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(植物の伐採等の許可の申請)

第五十四条の二十二 認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百三十六条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十三の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(損失補償の裁定の申請)

第五十四条の二十三 認定鉄塔等提供事業者又は損失を受けた者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百三十七条第二項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から六月以内に、様式第四十四の二の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(鉄塔等の移転等の裁定の申請)

第五十四条の二十四 認定鉄塔等提供事業者又は土地等の所有者は、法第百四十三条の十五において準用する法第二百三十八条第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の二の申請書の正本一通及び副本一通(鉄塔等の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であ

るときは、その数と同数）を総務大臣に提出しなければならない。

（読み替え）

第五十四条の二十五 法第一百四十三条の十五において準用する法第一百一十九条第一項又は第三百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第五十四条の二十及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

十一 特別区のある地 特別区

一二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 国又は総合区

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二十六 [略]

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」といふ。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

[一～三十三] 略

三十四 法第一百四十三条の二第一項の認定の申請

三十五 法第一百四十三条の五第三項の申請

三十六 法第一百四十三条の五第四項の届出

三十七 法第一百四十三条の六第一項の変更認定の申請

三十八 法第一百四十三条の六第五項の届出

三十九 法第一百四十三条の六第七項において準用する法第一百四十三条の五第三項の申請又は同

条第四項の届出

四十 法第一百四十三条の六第八項の変更の届出

四十一 法第一百四十三条の七第二項、第三項又は第四項の認可の申請

四十二 法第一百四十三条の八第一項の休止の届出

四十三 法第一百四十三条の九の廃止の届出

四十四 法第一百四十三条の十四の報告

四十五 第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた旨に係るものに限る。）

四十六 第五十回條の十一第一項の報知

様式第2の2（第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項、第54条の3第4項第11号、第54条の10第1項第2号イ（2）、第14条の12第3項第10号、関係）

[略]

様式第38の21（第54条の3第1項関係）

鉄塔等提供事業認定申請書

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 [回上]

（申請等の方法）

第六十九条 [回上]

〔新設〕

〔同左〕

〔新設〕

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名

を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定

する法人番号がある場合は、記載するこ

と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電気通信事業法第143条の2第1項の規定により、鉄塔等提供事業の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
国内の住所	

電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

3 鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注1 鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等

の設置の区域を記載すること。

- 2 鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあっては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。
- 4 相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方にについて記載すること。
- 4 鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
------------	----	--------

5 事業開始予定年月日

注1 鉄塔等提供事業の業務区域によって事業開始予定年月日が異なる場合は、当該鉄塔等提供事業の業務区域ごとに記載すること。

- 2 既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の22（第54条の3第3項関係）

認定鉄塔等提供事業計画書

〔新設〕

1 認定鉄塔等提供事業開始予定年月日

注1 新たに鉄塔等提供事業を開始しようとするときは、「法第143条の2第1項の認定の申請に係る事業開始予定年月日に同じ」と記載すること。

- 2 既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。
- 2 認定鉄塔等提供事業の開始（運営）のため必要となる設備資金及び運転資金の金額並びにその調達方法及び返済計画

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の23（第54条の3第4項第1号、第54条の11第2項、第54条の12第1項第4号、第2項第5号及び第3項第11号関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成
25年法律第27号)第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること

。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

認定(認可)申請者(報告を行う認定鉄塔等提供事業者)が電気通信事業法第143条の3第1号から第3号までに該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の24(第54条の3第4項第2号、第54条の8第2項第1号□、第54条の12第2項第3号
及び第3項第4号関係)

〔新設〕

事業収支見積書

項目	年月日～年月日	備考
収入	千円	
鉄塔等提供事業収入		
(同) 事業収入		
その他の収入		
計		
鉄塔等提供事業支出		

人件費	
経費	
借料・損料	
修繕費	
その他	
減価償却費	
租税公課	
その他	
(何) 事業支出	
その他の支出	
法人税、住民税及び事業税	
合計	
差引利益	

注1 鉄塔等提供事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の25（第54条の5関係）

認定鉄塔等提供事業開始の指定期間延長申請書

年 月 日

[新設]

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子メールアドレス)

を記載すること。
。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第143条の5第3項（第143条の6第7項において準用する同法第143条の5第3項）の規定により、認定鉄塔等提供事業開始の指定期間を延長したいので、申請します。

延長に係る鉄塔等提供事業の業務区域	
指定期間	
延長する期間	
延長する理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

様式第38の26（第54条の6関係）

認定鉄塔等提供事業開始届出書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名

を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電

電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

次のとおり認定電気通信事業を開始したので、電気通信事業法第143条の5第4項（第143条の6第7項において準用する同法第143条の5第4項）の規定により、届け出ます。

事業開始年月日	
鉄塔等提供事業の業務区域	

注1 鉄塔等提供事業の業務区域は、法第143条の5第2項（第143条の6第7項において準用する法第143条の5第2項）の規定により、これを区分して期間の指定があつた場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の27（第54条の8第1項及び第3項関係）

認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の6第1項の規定により、同法第143条の2第3項第3号から第5号までに掲げる事項の変更又は認定鉄塔等提供業務規程の変更（同条第5項各号に掲げる事項の変更に限る。）の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後
変更内容		
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類、鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名若しくは名称又は認定鉄塔等提供業務規程の別を記載すること。

2 認定鉄塔等提供業務規程の変更については、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の28（第54条の9関係）

〔新設〕

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更したので電気通信事業法第143条の6第5項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更内容		
変更年月日		
変更の理由		

注1　変更事項は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは代表者の氏名の別を記載すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の29（第54条の10第1項及び第2項関係）

認定鉄塔等提供事業氏名等変更届出書

年　月　日

〔新設〕

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載するこ^と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第143条の6第8項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前 変更後	変更新年月日
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所	
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の30(第54条の11第2項関係)

役員変更報告書

年 月 日

[新設]

総務大臣 殿
 郵便番号
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名
 を記載すること。)
 認定年月日 及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
 ための番号の利用等に関する法律(平成
 25年法律第27号)第2条第16項に規定
 する法人番号がある場合は、記載するこ
 と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
 ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
 話番号及び電子メールアドレス
 メールアドレス
 を記載すること
 。なお、担当部
 署等がある場合
 は、当該担当部
 署等の電話番号
 及び電子メール
 アドレスを記載
 すること。)

役員に変更があつたので、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第54条の11第2項の規定により、報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の31(第54条の12第1項関係)

認定鉄塔等提供事業相続承継認可申請書

年 月 日

[新設]

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

相続人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定
年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成
25年法律第27号)第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること)

。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第143条の7第2項の規定により、相続による認定鉄塔等提供事業者の地位の
承継の認可を受けたいので申請します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の認定年月日及び認定番号	
相続の開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
〔新設〕

認定鉄塔等提供事業
合併
分割 承継認可申請書

総務大臣 殿
郵便番号
(ふりがな)
本店又は事務所の所在地

(ふりがな)
合併後存続(合併により設立)する又は分割により
当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者(
設立委員の代表者)の氏名
担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス
(連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第143条の7第3項の規定により、
業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

当事者 (ふりがな)	合併 分割
名称	

(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
認定年月日及び認定番号	
法人番号	
(ふりがな) 名称	
(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
認定年月日及び認定番号	
法人番号	

合併又は分割の年月日

合併又は分割の理由

注1 認定年月日及び認定番号は、当事者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載

を要しない。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、法人番号を記載すること

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の33（第54条の12第3項関係）

認定鉄塔等提供事業譲渡譲受承認認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

譲渡人住所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

郵便番号

(ふりがな)

譲受人住所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

譲受人

が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定
年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する

〔新設〕

ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の7第4項の規定により、次のとおり認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡し及び譲受けによる認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたので申請します。

譲渡年月日	譲渡する認定鉄塔等提供事業者の認定年月日及び認定番号
譲渡しの理由	注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。 様式第38の34（第54条の13第1項、第55条の14第1項関係）

〔新設〕
認定鉄塔等提供事業全部休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
認定年月日 及び認定番号
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の全部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第143条の8第1項（電気通信事業法第143条の9）の規定により、届け出ます。

休止予定期間 (廃止予定期間)	
休止（廃止）する事業	
休止の理由	

注1 「休止（廃止）する事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。

2 「休止の理由」については、事業の全部を廃止するときは記載を要しない。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番どすこと。

様式第38の35（第54条の13第2項、第54条の14第2項関係）

認定鉄塔等提供事業一部休止（廃止）届出書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

を記載すること。)

認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること）。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の一部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第143条の8第1項（電気通信事業法第143条の9）の規定により、届け出ます。

休止予定期間 (廃止予定期間)	休止（廃止）する事業	休止に係る事項又は廃止によって変更する事項及びその内容	休止の理由

注1 「休止（廃止）する事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。

2 「休止に係る事項又は廃止によって変更する事項」は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の別を記載すること。

- 3 「休止の理由」については、事業の一部を廃止する場合は記載を要しない。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

様式第38の36(第54条の15関係)

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日 及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律 (平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

〔新設〕

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が 不調 のため、電気通信事業
不能

法第143条の13第5項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます
。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更をしようとする認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電
話番号及び電子メールアドレス
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載

[新設]

すること。)

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が不調のため、電気通信事業法（注2）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
裁定を求める理由	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
契約の締結の協議に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 法第143条の13第6項において運用する同法第35条第3項
- (2) 法第143条の13第6項において準用する同法第35条第4項

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の38（第54条の17第2項関係）

重大な事故報告書（詳報）

年　月　日

[新設]

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)

住　所
(ふりがな)

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

発生年月日及び時刻並びに発生を知った年月日及び時刻	復旧年月日
発生場所	
事故の全体概要	
事故の原因となつた鉄塔等の種類	
事故が影響を与えた認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称	
措置模様（事故対応状況）	
発生原因	
再発防止策	
その他参考となる事項	

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた鉄塔等の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

- 2 「事故の原因となつた鉄塔等の種類」の欄は、鉄塔、鉄柱等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道又はそれらの附属設備（同条第四号、第五号及び第六号に掲げる工作物）等の種類を記載すること。
- 3 「措置模様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過及び後日対応等に応じた措置模様を、日時及び対応者とともに記載すること。
- 4 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因を記載すること。また、当該事故の発生した鉄塔等の管理工程（設計、工事、維持・運用等）についても記載すること。
- 5 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策及び同様の事故の発生を防ぐための再発防止策並びにこれらの実施完了日又は実施予定期限を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

土地等
継続使用
使 用
認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律 (平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第143条の15において準用する同法第128条第1項の規定により、土地等の
使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3 使用開始の時期
4 鉄塔等の位置、種類及び数
5 土地等の 使 用 繼続使用 の認可を申請する理由
6 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 様式第40の2（第54条の19関係）

土地等 使 用 繼続使用 の協議成立届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メール

〔新設〕

アドレスを記載
すること。)

年月日認可があつた土地等の使用について、下記のとおり、協議が成立したので、電気通信事業法第143条の15において準用する同法第128条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
 - 2 使用開始の時期及び使用期間
 - 3 鉄塔等の位置、種類及び数
 - 4 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第41の2(第54条の20関係)

土地等 使 用
継続使用 裁定申請書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所

(ふりがな) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成
25年法律第27号)第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス

を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議 不調 のため、電気通信事業
法第143条の15において適用する同法第129条第1項に基づき下記のとおり裁定を申請しま
す。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者
及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 鉄塔等の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第42の2（第54条の21関係）

土地等一時使用 許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

〔新設〕

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の15において準用する同法 第133条第2項
土地等一時使用 許可を受けたいので、下記のとおり申請します。
土地立入り 第134条第2項

の規定により、

- 1 土地等の種類及び所在地
 - 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 3 使用開始の時期及び立入り期間
 - 4 使用立入りを必要とする理由
 - 5 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 様式第43の2（第54条の22関係）

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日及び認定番号
(行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第143条の15において準用する同法第136条第1項の規定により、植物の伐
採等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 植物の所在する場所
- 2 植物の所有者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 伐採又は移植すべき植物の種類及び数量
- 4 伐採又は移植の方法

- 5 伐採又は移植の時期
 6 伐採又は移植を必要とする理由
 7 その他参考となる事項
 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
様式第44の2（第54条の23関係）

損失補償裁定申請書

年　月　日

[新設]

都道府県知事 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第16項に規定

する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すこと
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。）

損失の補償について協議
不調 不能 のため、電気通信事業法第143条の15において準用す
る同法第137条第2項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

- 1 損失発生の日時、場所及び原因
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 損失の事実
- 4 損失補償の見積り及びその内訳
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注1 申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。
 2 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。
 3 「損失補償の見積り及びその内訳」については、積算の根拠を明らかにすること。
 4 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第45の2（第54条の24関係）

鉄塔等移転等裁定申請書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電
話番号及び電子メールアドレス）

メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

鉄塔等の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が
不調 のため、電気通信
不能
事業法第143条の15において準用する第138条第3項の規定により、下記のとおり裁定を申
請します。

記

- 1 土地の種類及び所在地
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 鉄塔等の位置、種類及び数
- 4 支障の除去を必要とする理由
- 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期
- 6 支障の除去に要する費用及びその内訳
- 7 費用の分担に関する意見及びその理由
- 8 協議の不調又は不能の理由
- 9 その他参考となる事項

注1 申請者が2人以上の場合は、連名で申請できること。この場合、そのうちの

- 1人を代表者とし、その旨を記載すること。
- 2 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載
を要しない。

- 3 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにする
こと。

- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

欄枠 棚中の〔 〕の記載及び表線規定の1)重複線をせした標準部分を塗り付けて了した表線は注記したもの。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

第二条 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改 正	後	改 正	前
(あつせんの申請)			(あつせんの申請)	
第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項、第一百五十七条の二第一項又は第一百五十七条の三第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。	〔2～4 略〕		第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項又は第一百五十七条の二第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。	〔2～4 同上〕
(仲裁の申請)			(仲裁の申請)	
第五条 事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第三項、第一百五十七条の二第三項又は第一百五十七条の三第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。	〔2～5 略〕		第五条 事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第三項又は第一百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。	〔2～5 同上〕
(申請の方法)			(申請の方法)	
第六条 事業法第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項、第一百五十七条の二第一項若しくは第一百五十七条の三第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは放送法第四十二条第一項のあつせん又は事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第三項又は第一百五十七条の二第三項若しくは第一百五十七条の三第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行はなければならない。	〔2～5 略〕		第六条 事業法第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項若しくは第一百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは放送法第四十二条第一項のあつせん又は事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第三項若しくは第一百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことがやむを得ない。	〔2～5 同上〕
様式第1(第4条第1項関係)	あ つ セ ん 申 請 書	年 月 旦	電気通信紛争処理委員会委員長 殿	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)
			電気通信紛争処理委員会委員長 殿	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)
	あ つ セ ん 申 請 書	年 月 日		氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
			登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載するこ				

と。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が
不調
のため電気通信事業法(関連条項(注1))
の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

不調
のため電気通信事業法(関連条項(注1))
の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	<u>不調</u>
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第151条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準用する同法第154条第1項
鉄道電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準用する同法第154条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項
認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の3第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

仲 裁 申 請 書
年 月 日
電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出

と。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

不調
のため電気通信事業法(関連条項(注1))
の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	<u>不調</u>
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
鉄道電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項
認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の3第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

仲 裁 申 請 書
年 月 日
電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出

番号(申請者が電気通信事業法第164条
第1項第3号に掲げる電気通信事業
を営む者であるときは、記載を要しな
い。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。
○担当部署等がある場合は、当該担当部
署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定によ
り、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準 用する同法第155条第1項
鉄道電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準 用する同法第155条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定 又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに 当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の2第3項
2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電 気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める 事項に対する答弁を記載すること。	
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。	

連絡 標印の「」記載及び支拂取扱い欄に書き込みにて記載すること。

番号(申請者が電気通信事業法第164条
第1項第3号に掲げる電気通信事業
を営む者であるときは、記載を要しな
い。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。
○担当部署等がある場合は、当該担当部
署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定によ
り、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
鉄道電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定 又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに 当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項
2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電 気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める 事項に対する答弁を記載すること。	
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。	

連絡 標印の「」記載及び支拂取扱い欄に書き込みにて記載すること。

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年〇月〇日）から施行する。